



児童通所支援サービスについて

1. 通所支援サービス

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の発達支援の必要なお子さんに対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識の習得、集団生活への適応訓練など必要な支援を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由があるお子さんに対し、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	障害の状態を理由として外出ができないお子さんに対し、居宅訪問で児童発達支援を行います。
放課後等 デイサービス	就学している発達支援の必要なお子さんを対象に、授業の終了後、または学校休業日に生活能力の向上のため、必要な訓練、社会との交流の促進など支援を行います。
保育所等 訪問支援	保育所等を訪問して発達支援の必要なお子さんや保育所等のスタッフに対し、お子さんが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

2. 利用者負担について

所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定されます。

原則としてサービス提供に要する費用の1割が利用者負担額となりますが、その額が設定された負担上限月額を超過する場合は、設定された負担上限月額が利用者負担額になります。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1 (所得割 28万円未満)	市町村民税課税世帯	4,600円
一般2 (所得割 28万円以上)	上記以外	37,200円

3. サービス利用までの流れ

児童通所支援のご利用を希望される場合は、こども発達支援課において児童通所給付費の支給申請が必要になります。

こども発達支援課にて

電話にて事前予約をしていただき、お子さんと一緒にこども発達支援課へお越しください。

- ① サービスの利用申請をします。
- ② こども発達支援課が発行した「児童支援利用計画案提出依頼書」を受け取ります。

相談支援事業所にて

**裏面に記載してあります相談支援事業所一覧を参考にしていただき、申請者の方から
相談支援事業所にご連絡ください。**

- ③ ②の書類を持参し、相談支援事業所と契約をします。
- ④ お子さんに必要なサービスを一緒に考えます。
- ⑤ 「児童支援利用計画案」を作成してもらい、後日受け取ります。

- ⑥ こども発達支援課に「児童支援利用計画案」を提出して頂きます。

△ こども発達支援課は、サービスの支給決定をし、申請者に「決定通知書」と「通所受給者証」を交付します。

△ 相談支援事業所は、「児童支援利用計画」を作成します。

サービスを利用する事業所にて

- ⑦ サービスを利用する事業所に「通所受給者証」を提示し、利用の契約をします。
- ⑧ お子さんに必要な支援を一緒に考え、サービス提供事業所は個別支援計画を作成します。
- ⑨ サービスの利用を開始します。

「児童支援利用計画」とは？

障害児通所支援を利用する児童を支援するための中心的な総合計画(トータルプラン)です。計画には、児童（保護者）の意向、総合的な援助の方針、解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。利用するサービスについても、福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広い支援から、児童にとって適切なサービスの組み合わせを記載します。

「児童支援利用計画」は誰が作成するのですか？

「児童支援利用計画」は、市が指定する「指定障害児相談支援事業所」の「相談支援専門員」が作成します。

費用はかかりますか？

「児童支援利用計画」作成のための利用者負担はありません。

4. サービスの利用申請時にお持ちいただくもの

- ① 印鑑
- ② 申請者（保護者）の個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票など
- ③ お子さんの個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票など
- ④ 申請者（保護者）の本人確認書類

申請者の顔写真付き証明書 1 点
(個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など)

困難な場合、健康保険証、児童扶養手当証書、年金手帳などから 2 点

※ 申請者（保護者）以外の代理人が申請される場合は代理人の本人確認書類
代理人の顔写真付き証明書 1 点

(個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など)

困難な場合、健康保険証、児童扶養手当証書、年金手帳などから 2 点



問い合わせ先

四日市市 こども発達支援課

四日市市総合会館 5 階（四日市市役所西隣）

電話 059-354-8064